

1

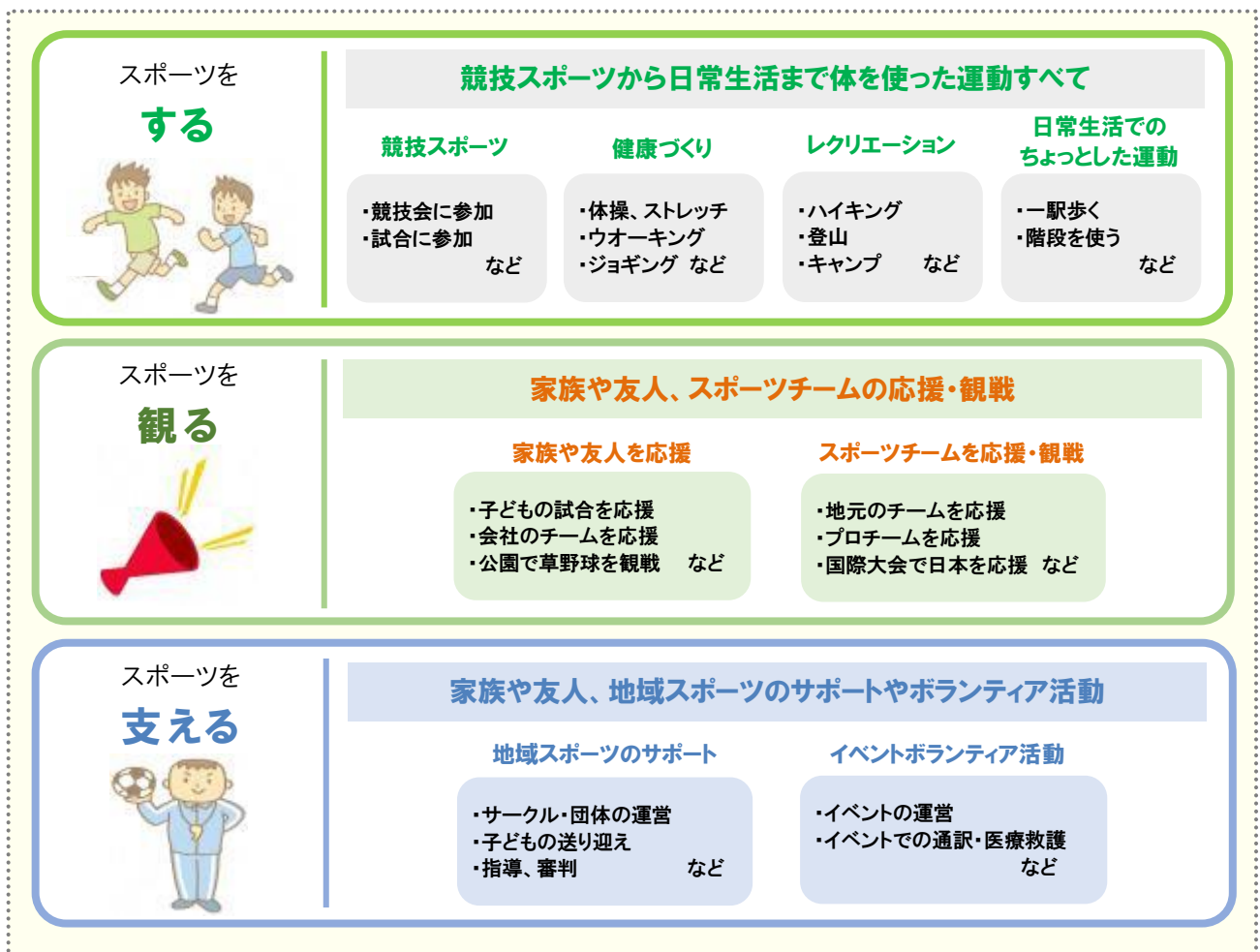
スポーツ推進計画における「スポーツ」の定義

スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であると定義づけられています。

この考え方を踏まえ、本計画では、野球やサッカーのような競技スポーツはもちろん、体操やウォーキングなどの健康づくり、ハイキングやキャンプなどのレクリエーション、階段の上り下りや仕事・家事の合間などのちょっとした運動を含む、体を使った運動すべてを「スポーツ」と捉えることとします。

さらに、スポーツを「する」人だけではなく、家族や友人、スポーツチームの活躍を「観る」人、様々なスポーツを「支える」人の活動もスポーツの一部として、それぞれの関わり方を支援していきます。

図1 本計画におけるスポーツの考え方



年代や運動能力、障害の有無等に関係なく、すべての市民がそれぞれのライフスタイルに応じて楽しみ、関わっていける、「する」「観る」「支える」スポーツすべてを「スポーツ活動」と捉えます

「e スポーツ」について

1. 一般社団法人日本 e スポーツ連合(JeSU)における「e スポーツ」の定義

「e スポーツ」とは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称



「e スポーツ」以外にも、他者と競技し、成績を追求するといった点で広く使われている。

囲碁や将棋 → マインドスポーツ

自転車・バイク → モータースポーツ

ただし、スポーツという言葉の定義を広義にしてしまうと
あらゆる営みがスポーツに該当することになる。

2. 第2次日野市スポーツ推進計画における「スポーツの定義」

スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としています。

第1次日野市スポーツ推進計画の考え方を引き継ぎ、体を使った運動すべてを「スポーツ」と捉えることとします。

なお、近年では、e スポーツやマインドスポーツといった大きな身体活動を伴わない競技も「スポーツ」として捉える動きがあります。しかしながら、現時点では具体的施策として展開することが難しいことから、今回の策定では定義としては含めませんが、国や他市の動向を把握することに努めてまいります。